第百六十条第一項各号に掲げる航空機乗組員	第百六十条第一項各号に掲げる飛行経験	航空機の運航に従事すること。

（事業の許可）

第二百十条　（略）

２　法第百条第三項の国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機の二国間における運航（国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）を行おうとする場合には、次に掲げる事項

イ　二酸化炭素排出量（当該運航に伴う二酸化炭素の年間の排出量をいう。以下この号及び第二百二十条の二第三項において同じ。）の把握に関する事項

ロ　国際民間航空条約の附属書十六第四巻に定める方法による二酸化炭素排出量に係る措置に関する事項（当該二酸化炭素排出量が一万トンを超える場合に限る。ハにおいて同じ。）

ハ　国土交通大臣に対する二酸化炭素排出量及びロに掲げる措置の内容の報告に関する事項

３　（略）

第二百二十条の二　（略）

２　（略）

３　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　第二百十条第二項第三号ロに掲げる事項のうち二酸化炭素排出量に係る措置の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更

４　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に航空法第百条第一項の許可を受けている者（国際航空運送事業を経営している者に限る。）は、この省令による改正後の航空法施行規則第二百十条第二項第三号の規定により新たに事業計画に記載すべき事項となった事項について、令和二年十二月三十一日までに、同法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならない。

２　前項の規定により、令和二年十二月三十一日までに、航空法第百九条第一項の規定に基づく変更の認可を受けなければならないこととなる者は、当該認可を受ける日までの間は、なお従前の例により航空運送事業を経営することができる。

○環境省令第二十三号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

環境大臣　小泉進次郎

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（資源循環課の所掌事務） **第九条**　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十五　（略）	（資源循環課の所掌事務） **第九条**　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十五　（略）

（事業の許可）

第二百十条　（略）

２　法第百条第三項の国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機の二国間における運航（国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）を行おうとする場合には、次に掲げる事項

イ　二酸化炭素排出量（当該運航に伴う二酸化炭素の年間の排出量をいう。ロ及び第二百二十条の二第三項第五号において同じ。）の把握に関する事項

（新設）

ロ　国土交通大臣に対する二酸化炭素排出量の報告に関する事項（当該二酸化炭素排出量が一万トンを超える場合に限る。）

３　（略）

第二百二十条の二　（略）

２　（略）

３　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（新設）

４　（略）